

令和6年度 福島県立会津高等学校前期選抜募集要項

福島県立会津高等学校

1 募集定員

- (1) 特色選抜 募集定員240名の5%程度
- (2) 一般選抜 募集定員240名から特色選抜の合格者を除いた数

2 出願資格及び通学区域

- (1) 出願資格については、次の①、②のいずれかに該当する者とする。
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
 - ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

5 出願期間

令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 調査書（所定の様式による）

提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

- ③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）
- ③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ④ 履修証明書、学習成績証明書

- ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定の様式による）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2, 200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式による）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。
郵送の場合には、2月16日(金)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外等からの出願

福島県教育委員会の定めるところによる。

9 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日(金)から2月14日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（所定の様式による）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）への出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（所定の様式による）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（所定の様式による）を交付する。
- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
- ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明」を貼付する必要はない。
- ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
- ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

1 1 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式による）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式による）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
- ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

1 2 出願の特例措置

- (1) 県外からの出願において、保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、福島県教育委員会の定めるところによる。
- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更する者については、上記「1 0 出願先変更」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

1 3 選抜方法

(1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の「志願してほしい生徒像」を踏まえ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

- ① 学力検査を実施する教科は国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、各教科の満点を50点とする。外国語（英語）の検査には「放送によるテスト」を含む。
- ② 調査書の「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。
- ③ 特色面接は60点満点、特色検査は200点満点とする。なお、特色検査は実技検査等とする。

○志願してほしい生徒像

本校は、校是「好学愛校」「文武不岐」の下、地域に根ざした諸課題に対して、大学等と連携し、多面的多角的な視点からの様々な探究活動の実践による、論理的思考力やコミュニケーション能力、リーダーシップ等を身に付けた、会津から世界へ発信できるグローバルリーダーの育成を目指している。

以上のことを踏まえ、特色選抜においては以下の要件①～③をすべて満たす生徒の出願を求める。

- ① 中学校における学業成績が優秀である生徒。
- ② 教科の学習に加え、その他の活動に対しても積極的で、他の生徒と協力しながらリーダーとなって行動しようと取り組む生徒。
- ③ 本校が指定する部活動について、優れた資質と高い能力を有し、中学校時に部活動や地域クラブ等で熱心に活動し、入学後もその部活動に3年間積極的に取り組む生徒。指定する部活動とは「合唱部、野球部、陸上競技部、剣道部、バスケットボール部、バレーボール部」である。

ただし、野球部については男子のみとする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- ① 学力検査を実施する教科は国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、各教科の満点を50点とする。外国語（英語）の検査には「放送によるテスト」を含む。
- ② 調査書の「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。
- ③ 学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

1.4 検査等

(1) 学力検査

- ① 日 時 令和6年3月5日(火) 午前9時～午後3時10分
- ② 会 場 福島県立会津高等学校
- ③ 日 程

8:10	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点 呼 諸注意	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	連絡
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

(2) 特色面接・特色検査

- ① 日 時 令和6年3月6日(水) 午前9時～午後4時（予定）
- ② 会 場 福島県立会津高等学校
- ③ 日 程 面接を実施した後、特色検査を実施

8:10	9:00									16:00 (予定)
点 呼 諸注意	特色面接					昼 食	特色検査			

※受験者数により日程を変更する場合は、令和6年2月16日(金)以降本校ホームページで示す。

1 5 受験上の注意

(1) 特色選抜・一般選抜共通

- ① 受験票を必ず持参する。
- ② 上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規を持参する。（ただし、下敷、分度器、分度器機能を有する定規、英語の単語・ことわざ等が表示されているもの等は使用できない。）
- ③ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まない。
- ④ 携帯電話等の通信機器は持ち込まない。

(2) 特色選抜

上記以外の持参物（実技検査で用いるもの）及びその他の連絡事項については、令和6年2月16日（金）以降本校ホームページで示す。

1 6 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該受験者が欠席した選抜を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
- なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（所定の様式による）を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（所定の様式による）を交付する。

(4) 日 時 令和6年3月11日（月） 午前9時～

(5) 会 場 福島県立会津高等学校

(6) 日程の型

出 願	学力検査	特色面接 特色検査	追 検 査		型名
			学力検査	特色面接・特色検査	
特色選抜のみ	受験	欠席		○	A型
	欠席	受験	○		B型
	欠席	欠席	○	○	C型
一般選抜のみ	欠席		○		B型
特色選抜 と 一般選抜	受験	欠席		○	A型
	欠席	受験	○		B型
	欠席	欠席	○	○	C型

(7) 日 程

【A型日程】

14:00 14:45 16:00(予定)

点 呼 諸注意	特色面接 特色検査
------------	-----------

【B型日程】 ※外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

8:10 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 15:00(予定)

点 呼 諸注意	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	連絡
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

【C型日程】 ※外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

8:10 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 16:00 (予定)

点 呼 諸注意	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	特色面接 特色検査
	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

(8) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

1 7 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木)正午以降に発表する。(本校内に掲示)
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書及び入学準備に必要な書類等を交付する。その際、受験票を持参すること。
- (3) 可否に関して電話による照会には一切応じない。
- (4) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

18 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（所定の様式による）を令和6年3月7日（木）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（所定の様式による）を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、福島県教育委員会の定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、福島県教育委員会の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式による）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

〒965-0831 福島県会津若松市表町3番1号

福島県立会津高等学校

TEL 0242-28-0211

FAX 0242-28-6680

ホームページアドレス aizu-h.fcs.ed.jp